

令和 2 年 1 2 月 7 日  
大牟田市企画総務部契約検査室

業 者 各 位

## 現場代理人の兼任を認める工事について（お知らせ）

本市では、大牟田市市工事請負契約約款に規定する「現場代理人」について、次のとおり工事の兼任を認めることに改正しましたので、お知らせします。

詳しくは、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

### 1. 兼任を認める対象工事

次の条件をすべて満たす工事は、合計で2件（ただし、災害復旧工事を含む場合は3件）までの工事の現場代理人を兼任することができるものとします。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により、兼任を認める対象工事としない場合があります。

- （1）兼任する工事の予定価格が原則 **3, 500万円未満（建築一式工事は原則 7, 000万円未満）** であること。
- （2）兼任する工事現場がいずれも原則として大牟田市内であること。

### 2. 兼任を認める条件

「兼任を認める対象工事」において、次の条件をすべて満たす場合に兼任することができます。

- （1）発注者との連絡体制が確保されていること。
- （2）必ずいずれかの工事現場に常駐していること。

### 3. 兼任を認める対象工事の確認方法

兼任を認める対象工事については、入札公告、指名通知書又は見積依頼書に対象工事であることを記載します。（対象工事以外は、記載がありません）

### 4. 適用日

令和3年1月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事等から適用します。

なお、現在施工中の工事については、対象工事となりませんのでご注意ください。

問合せ先

大牟田市企画総務部契約検査室

契約（工事）担当（0944-41-2590）